

E i w a N e w s

年末調整

平成 23 年 11 月
(No. 076)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、お忘れの点もあるかと思えます。

また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、お早めに準備を始められることをお勧めいたします。

[1] 今年の変更点

1. 扶養控除の見直し

- ① 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除 (38 万円) が廃止され、扶養控除の対象が、16 歳以上の扶養親族となりました。
- ② 特定扶養親族の範囲が、19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に変更され、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分 (25 万円) が廃止されました。

2. 同居特別障害者加算の特例措置の改組

控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者に該当する場合の、配偶者控除又は扶養控除の額に 35 万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を 1 人につき 75 万円とする制度に改められました。

3. 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止

給与所得者等が住宅の取得に要する資金に充てるため、使用者等から低金利により資金を借り受けた場合の経済的利益等に対しては、原則として所得税が課税されないこととされていましたが、この特例は平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

なお、同日以前に使用者等から住宅資金の貸付け等を受けている人に対しては、引き続き本特例を適用するための経過措置が設けられています。

【改正後の扶養控除等の金額】

区 分		控 除 額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	16 歳 未 満	—
		上 記 以 外	380,000円
	特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満)		630,000円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円
同 居 老 親 等		580,000円	
障害者控除	一 般 の 障 害 者		270,000円
	特 別 障 害 者		400,000円
	同 居 特 別 障 害 者		750,000円

[2] 年末調整を行うにあたって

1. 必要書類

- ① 平成 24 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 平成 23 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。
記入もれや、下記 2. の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

2. 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

- ① 生命保険料控除、地震保険料控除、並びに社会保険料控除のうち国民年金保険料及び国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類
- ② 年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票
- ③ 住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・日本年金機構等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

[3] 確定申告

給与所得者のうちの多くの方は、年末調整により年間の税額が確定するため、確定申告の手続きが不要になります。

しかし、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄附金控除の適用を受ける方、同時に 2 カ所以上の会社から給与を受けている方、給与収入が 2,000 万円を超える方等は、確定申告をする必要があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。